



令和6年9月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



牛久市神谷一丁目52番地13

医療法人社団 健爾会
ケンジカイ

理事長 山下大輔 団

決 算 届

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により、届出します。

事業報告書

(自 令和5年 8月 1日 至 令和6年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 健爾会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 茨城県牛久市神谷一丁目52番地13

(3) 設立認可年月日 平成19年 2月28日

(4) 設立登記年月日 平成19年 3月15日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	山下大輔	医療法人社団健爾会やました歯科・矯正歯科クリニック管理者
理事	山下芳枝	歯科医師
同	山下久子	事務員
監事	岡野由典	自営業

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	やました歯科・矯正歯科クリニック	0831930813	茨城県牛久市神谷一丁目52番地13	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年 9月26日 令和4年度決算の決定

(3) その他の

特記すべき事項なし

法人名 医療法人社団 健爾会
所在地 牛久市神谷一丁目52番地13

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 領	199,903,914 円
2. 負 債 領	121,936,857 円
3. 純 資 産 領	77,967,057 円

(内 訳)

(単位:円)

区分	金額
A 流動資産	66,116,226
B 固定資産	133,787,688
C 資産合計 (A+B)	199,903,914
D 負債合計	121,936,857
E 純資産 (C-D)	77,967,057

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 健爾会

※医療法人整理番号

所在地 牛久市神谷一丁目 52番地13

貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	66,116,226	I 流 動 負 債	43,948,857
II 固 定 資 産	133,787,688	II 固 定 負 債	77,988,000
1 有 形 固 定 資 産	95,893,126	負 債 合 計	121,936,857
2 無 形 固 定 資 產	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	37,894,562	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	68,967,057
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	77,967,057
資 産 合 計	199,903,914	負 債 ・ 純 資 産 合 計	199,903,914

法人名 医療法人社団 健爾会

※医療法人整理番号

所在地 牛久市神谷一丁目 5 2番地 1 3

損 益 計 算 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位:円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	187,135,447
2 事 業 費 用	179,186,369
本来業務事業利益	7,949,078
事 業 利 益	7,949,078
II 事 業 外 収 益	1,058,032
III 事 業 外 費 用	647,467
経 常 利 益	8,359,643
IV 特 別 利 益	2,917,636
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	11,277,279
法人税・住民税及び事業税	2,503,046
当 期 純 利 益	8,774,233

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 健爾会
理事長 山下 大輔 殿

私は、医療法人社団健爾会の令和5年度会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 9月12日

医療法人社団 健爾会

監事 岡野由典 印